

伊佐市住宅支援給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅（伊佐市内に存するものに限る。以下同じ。）及び就労機会の確保に向けた支援を行うため、住宅支援給付を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる生計維持者 自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持する者をいう。
- (2) 常用就職 雇用契約において、期間の定めがない、又は6月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- (3) 住宅支援給付基準額 単身世帯は24,200円、2人以上6人以下の複数世帯は31,500円、7人以上の複数世帯は38,000円の額をいう。
- (4) 家賃額 住宅支援給付の支給対象者（以下「支給対象者」という。）が賃借する住宅の1月当たりの家賃額をいう。ただし、前号に規定する住宅支援給付基準額を上限とする。
- (5) 雇用施策による給付等 国の住居等困窮離職者に対する雇用施策による給付及び貸付（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第7条に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）等）をいう。
- (6) 日常生活・社会生活支援 就労意欲及び就労能力があっても、直ちに就労に結びつきにくい者に対して行う就労の際に就労に役立つ基礎能力及び基礎技能の習得支援等をいう。
- (7) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、住宅支援給付の支給の申請をする日（以下「支給申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 離職により住宅を喪失していること又は喪失するおそれがあること。
- (2) 離職後2年以内であり、かつ、65歳未満の者（次条第2項ただし書に規定する延長及び同条第3項に規定する再延長をする者を除く。）
- (3) 離職前に、主たる生計維持者であったこと。
- (4) 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所への求職申込みを行うこと又は現に行っていること。
- (5) 支給申請日の属する月における当該住宅支援給付の支給を申請する支給対象者及び当該支給対象者と生計を一にする同居の親族の収入の合計が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額（以下「収入基準額」という。）である。ただし、申請日の属する月の収入の合計が収入基準額に該当しない場合であっても、離職、収入の減少、失業等給付又は雇用施策による給付等の終了等により、申請日の属する月の翌月から収入基準額に該当することが確実であると認められるときは、この限りでない。

区分	金額(月收入)
単身世帯	84,000 円に家賃額を加算した額未満
2人世帯	172,000 円以内
3人以上世帯	172,000 円に家賃額を加算した額未満

(6) 預貯金の合計が、500,000 円以下であること。ただし、複数世帯においては、支給対象者及び当該支給対象者と生計を一にする同居の親族の預貯金を合わせた合計が 1,000,000 円以下であること。

(7) 支給対象者及び当該支給対象者と生計を一にする同居の親族が、雇用施策による給付等又は他の地方自治体等が実施する類似の給付若しくは貸付けを受けていないこと。

(8) 支給対象者及び当該支給対象者と生計を一にする同居の親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(支給額及び支給期間等)

第 4 条 市長は、住宅を賃借する支給対象者（新規に住宅を賃借する者にあつては、住宅支援給付基準額以下の賃貸住宅を賃借する者に限る。）に対し月ごとに住宅支援給付を支給するものとし、支給月額、家賃額とする。ただし、支給対象者が単身世帯であつて収入が 84,000 円を超えるとき及び支給対象者が 3 人以上世帯であつて収入が 172,000 円を超えるときの支給月額は、次の算式により算出された額（100 円未満の端数が生じたとき又はその額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその額を 100 円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 単身世帯の支給月額 家賃額－（月收入－84,000 円）

(2) 3 人以上世帯の支給月額 家賃額－（月收入－172,000 円）

2 支給期間は、3 月を限度とする。ただし、住宅支援給付の支給を受けている支給対象者（以下「受給者」という。）が第 9 条第 1 項各号に規定する活動を誠実に継続していたときは、3 月を限度に支給期間を延長することができる。

3 前項ただし書の規定により支給期間の延長を受けた受給者が、引き続き日常・社会生活支援を要するとき又は生活保護受給者等就労自立促進事業（生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成 25 年 3 月 29 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）に基づき実施する事業をいう。以下同じ）を継続利用しているときは、3 月を限度に支給期間を再延長することができる。

4 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払をする家賃の翌月以後の家賃相当分から、現に住宅を賃借している者にあつては、支給申請日の属する月以後の家賃相当分から支給を開始するものとする。

(支給申請等)

第 5 条 住宅支援給付の支給を申請するもの（以下「申請者」という。）は、住宅支援給付支給申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が本人であることを確認できる書類の写し

(2) 2 年以内に離職したことを確認できる書類の写し

(3) 申請者及び当該申請者と生計を一にする同居の親族のうち収入がある者について、その収入の額

が確認できる書類の写し

(4) 申請者及び当該申請者と生計を一にする同居の親族の預貯金を確認できる書類の写し

(5) 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し及び雇用施策による給付等を利用していないことを証明する書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査の上、当該申請書に受付印を押印し、その写しを申請者に交付するとともに、住宅を喪失している申請者には入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号。以下「予定状況通知書」という。）を、住宅を喪失するおそれのある申請者には入居住宅に関する状況通知書（様式第3号。以下「状況通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 申請者は、前項に規定する書類を不動産媒介業者等に提出し、住宅の確保又は維持を行い、不動産媒介業者等は、予定状況通知書又は状況通知書に必要事項を記載し、当該申請者に交付するものとする。

4 住宅を喪失している申請者は、予定状況通知書を、住宅を喪失するおそれのある申請者は、状況通知書に賃貸借契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による予定状況通知書の提出を受けたときは、内容を審査し、申請内容が適当であると認める申請者に対し、住宅支援給付支給対象者証明書（様式第4号）（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

6 年度を超えて引き続き住宅支援給付の支給を受けようとする者は、住宅支援給付支給申請書（新年度継続用）（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（賃貸借契約等）

第6条 住宅を喪失している申請者は、不動産媒介業者等に前条第5項の証明書を提示することにより住宅の賃貸借契約を締結し、住宅入居後7日以内に住宅確保報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）に賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写し（以下「報告書等」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第7条 市長は、住宅を喪失している申請者から前条の規定による報告書等の提出を受けたとき、又は住宅を喪失するおそれのある申請者から状況通知書の提出を受け申請内容が適当であると認めたときは、速やかに支給決定を行い、住宅支援給付支給決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、住宅を喪失している申請者から第5条第4項の規定による予定状況通知書の提出を受けたとき、又は住宅を喪失するおそれのある申請者から同項の規定による状況通知書の提出を受けたときは、内容を審査し、住宅支援給付の支給が不相当であると認めたときは、住宅支援給付不支給通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（期間延長申請等）

第8条 第4条第2項ただし書の規定により住宅支援給付の支給期間の延長を受けようとする者は住宅支援給付支給申請書（期間延長用）（様式第9号）を、第4条第3項ただし書の規定により住宅支援給付の支給期間の再延長を受けようとする者は住宅支援給付支給申請書（期間再延長用）（様式第10号）を、当該支給期間が満了する月の末日までに市長に提出しなければならない。この場合において、延長又は再延長する期間が年度を超えるときは、第5条第6項の規定を準用する。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査し、支給期間を延長することと決定したときは、住宅支援給付支給決定通知書（期間延長用・期間再延長用）（様式第 11 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（就職活動等）

第 9 条 受給者は、住宅支援給付の支給期間中に、常用就職に向けた次の活動を行わなければならない。

- (1) 毎月 2 回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。
- (2) 毎月 4 回以上、就労支援業務を担当する福祉事務所職員等による面接等の支援を受けること。
- (3) 原則として週 1 回以上、求人先に応募を行い、又は求人先の面接を受けること。

2 前条の規定による期間延長をしようとする受給者は、前項の活動に加え、住宅支援給付の期間延長の最初の給付までに、次に掲げるいずれかの支援を利用しなければならない。ただし、市長が、受給者の離職理由、離職期間、資格の有無等を総合的に勘案し、当該受給者自らの就職活動で就職が可能であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 日常・社会生活支援
- (2) 生活保護受給者等就労自立促進事業による支援

3 受給者は、常用就職したときは、速やかに常用就職届（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による報告を行った受給者は、当該報告を行った月以後毎月収入額を確認することができる書類を市長に提出しなければならない。

（支給額の変更）

第 10 条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、住宅支援給付受給期間中の住宅支援給付の支給額の変更を申請することができる。

- (1) 住宅支援給付支給対象住宅の家賃が変更されたとき。
- (2) 第 4 条第 1 項ただし書の規定により算出された住宅支援給付を受けている者であって住宅支援給付受給期間中に収入が減少した結果、収入が単身世帯にあつては 84,000 円以下、3 人以上世帯にあつては 172,000 円以下に至ったとき。
- (3) 借主の責によらず転居せざるを得ないとき。

2 受給者は、前項の規定により、住宅支援給付の支給額の変更を申請しようとするときは、住宅支援給付支給変更申請書（様式第 13 号）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を住宅支援給付支給変更決定通知書（様式第 14 号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、住宅支援給付の支給額を変更するときは、住宅支援給付基準額の範囲内とする。

（支給の停止）

第 11 条 受給者は、受給期間中に国から職業訓練受講給付金を受給することとなったときは、住宅支援給付支給停止届（様式第 15 号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、住宅支援給付の支給を停止するとともに、その旨を住宅支援給付支給停止通知書（様式第 16 号）により、当該受給者に通知するものとする。

3 前項の規定により、住宅支援給付の停止を受けた受給者が、住宅支援給付の支給の再開を希望するときは訓練終了時までに住宅支援給付支給再開届（様式第 17 号）により、市長に届け出るものとする。

4 市長は、前項の届出を受けたときは、住宅支援給付の支給を再開するとともに、その旨を住宅支援

給付支給再開通知書(様式第 18 号)により、当該受給者に通知するものとする。

(支給の中止)

第 12 条 市長は、受給者が次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、住宅支援給付の支給を中止することができる。この場合において、支給を中止する時期は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

事由	時期
1 第 9 条第 1 項各号に規定する活動を行わなかったとき。	当該活動を行わなかった月の翌月
2 日常・社会生活支援を受けることを求められた受給者が正当な理由なく利用開始を拒んだとき又は日常・社会生活支援を受けている受給者が正当な理由なく支援の継続を拒んだとき。	当該活動を行わなかった月の翌月
3 生活保護受給者等就労自立促進事業の候補者として選定された受給者が正当な理由なく事業への参加を拒んだとき又は当該事業による支援を受けている受給者が正当な理由なく支援の継続を拒んだとき。	当該活動を行わなかった月の翌月
4 公共職業安定所において、求職者支援法による求職支援制度の職業訓練の受講申込みが可能とされた者に対して、同制度の利用を指示したにもかかわらず、正当な理由なく職業訓練の受講申込みを拒んだとき。	当該活動を行わなかった月の翌月
5 常用就職後に、常用就職及び就労収入の報告を怠ったとき。	当該活動を行わなかった月の翌月
6 住宅支援給付の支給決定後、住宅の貸主の責によらずに住宅から退去したとき。	退去した日の属する月の翌月
7 常用就職したことにより第 3 条第 1 項第 5 号に規定する収入基準額を超える収入を得たとき。	収入基準額を超える収入を得た月の翌々月
8 偽りその他不正の手段により住宅支援給付の支給の決定を受けたとき。	即時
9 住宅支援給付の支給決定後、禁固刑以上の刑に処されたとき。	即時
10 受給者又は受給者と生計を一にする同居の親族が暴力団員と判明した時。	即時
11 生活保護を受給したとき。	即時

2 市長は、前項の規定により、住宅支援給付の支給を中止したときは、住宅支援給付支給中止通知書(様式第 19 号)により通知するものとする。

(不正受給者への対応)

第 13 条 市長は、前条第 1 項第 8 号に規定する偽りその他不正の手段により住宅支援給付の支給を受けた者があるときは、既に支給された住宅支援給付の全部又は一部について返還を求めるものとする。

(住宅支援給付の再支給)

第14条 市長は、受給者が常用就職した後、当該受給者が新たに離職（自己の都合を理由とする離職を除く。）し、第3条各号に規定する要件に該当するときは、住宅支援給付を再支給することができる。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、事業を円滑に実施するため、公共職業安定所、社会福祉協議会その他の関係機関と受給者の情報を共有し、連携を密に行うものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、住宅支援給付事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成26年1月1日から施行する。